

2 特定都市河川流域における支援制度

特定都市河川流域における支援制度

流域の関係者による流域治水を推進するため、国、都道府県、市町村等からなる法定協議会を創設するとともに、様々な主体が流域水害対策計画に基づき実施する雨水貯留浸透対策を強化する。【流域治水関連法案】

■流域治水の計画・体制の強化

- ・ 流域水害対策計画を策定する河川を現行法の都市部から地方部の河川にも拡大。
- ・ 国、都道府県、市町村等の関係者からなる協議会を法定化するとともに、地方公共団体と民間による雨水貯留浸透対策を強化。

■流域における雨水貯留機能の強化

貯留機能保全区域を創設し、土地が有する保水・遊水機能を保全。

【平常時】



雨水貯留浸透施設の例(防災調整池)

【出水時】



＜雨水貯留浸透施設整備に係る予算・税制支援制度

下線：新規制度(令和3年度拡充)

[実施主体]	河川管理者・下水道管理者	左記以外の地方公共団体	民間企業等
[補助率等]	1/2 [防災・安全交付金等] (下水道)	1/3 [防災・安全交付金等] (河川)	1/3 [防災・安全交付金等] (河川・下水道) ^{※1}
	1/2 [防災・安全交付金等] (河川)	1/2 [個別補助事業] (河川 ^{※2})	1/2 [個別補助事業] (河川 ^{※2} ・下水道 ^{※3}) 固定資産税の減免[特例措置] (河川・下水道) 固定資産税について、課税標準を市町村の条例で定める割合(1/6~1/2)に軽減

「特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域」 または 「下水道法に基づく浸水被害対策区域」

※1: 間接補助。但し地方公共団体が助成する額の1/2等

※2: 都道府県等管理河川において、当該区間を管理する都道府県等が事業費の一部を負担する事業に限る。

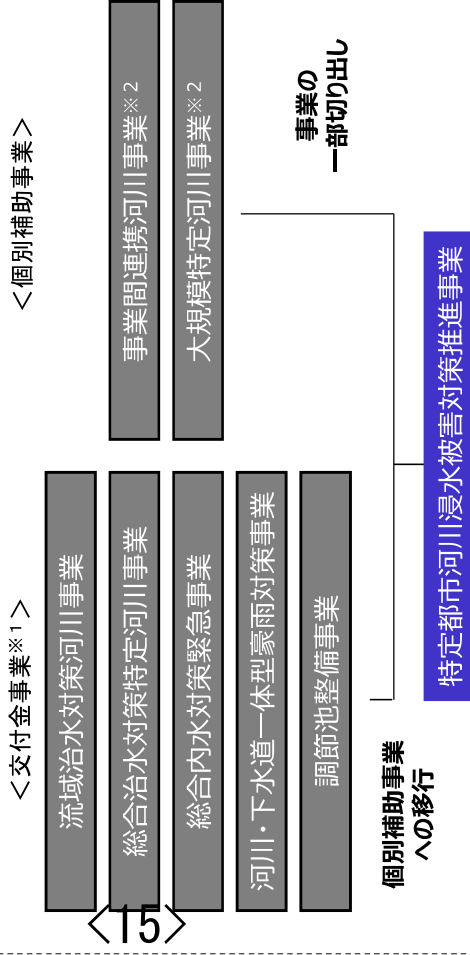
※3: 浸水被害対策区域において、公共下水道管理者が事業費の一部を負担する事業に限る。

特定都市河川流域における支援制度

○ 本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業)の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

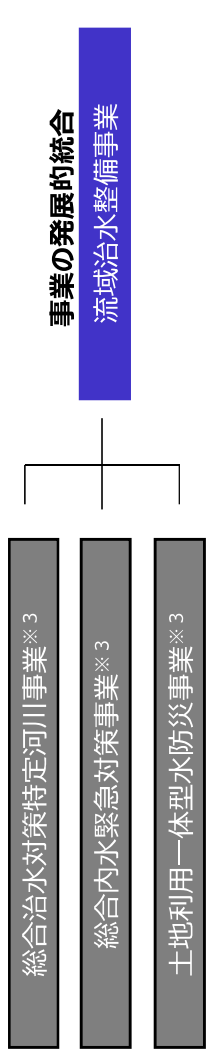


	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2 (個別補助事業)	1/3(通常) ⇒ 1/2(個別補助事業)

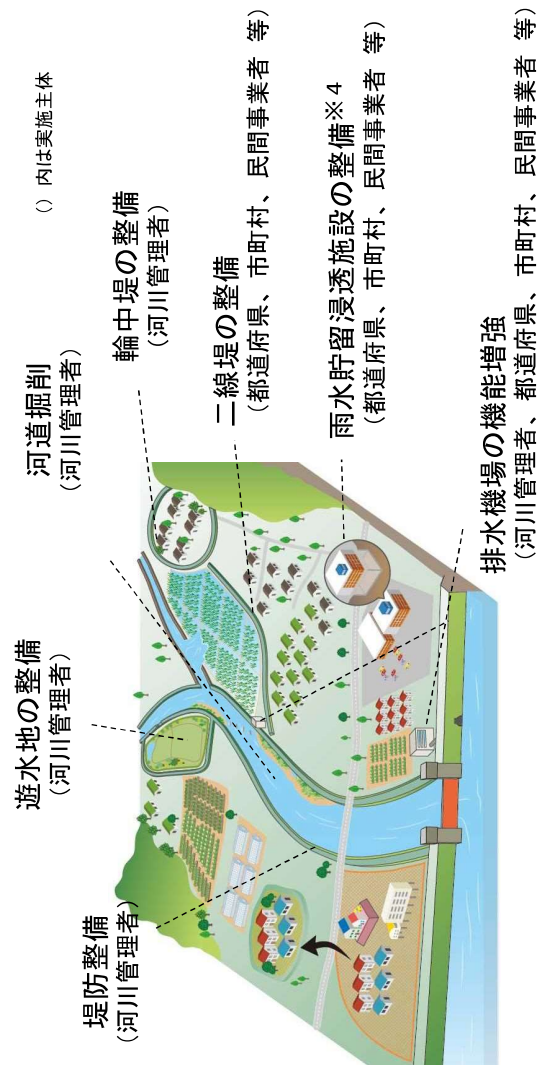
※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出し事業もある
 ※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

流域治水整備事業(国直轄事業)の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



特定都市河川流域における主なハード対策

※4: 雨水貯留浸透施設の整備 (R3年度に制度拡充)
 実施主体: 市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率: 1/2
 その他支援: 民間事業者等が整備する場合は固定資産税の減税(課税標準を1/6~1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする)

特定都市河川流域における支援制度

○ 特定都市河川流域において、区域指定による移転等の促進や開発・建築行為の許可制の導入、貯留機能を有する農地等の保全等、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進するための予算・税制等の新たな支援制度を創設。

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

水災害の危険性の高い地域の居住を避ける

浸水被害防止区域における住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為の許可制の導入や、都市計画法上の原則開発禁止、高齢者福祉施設等の新規整備の抑制等により被害拡大を防止

水災害の危険性の高い地域に居住する場合にも命を守る

浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域に居住する方々の安全を守るため、
○ 宅地の嵩上げやピロティ化等の対策を推進

水災害の危険性の高い地域からの移転を促す

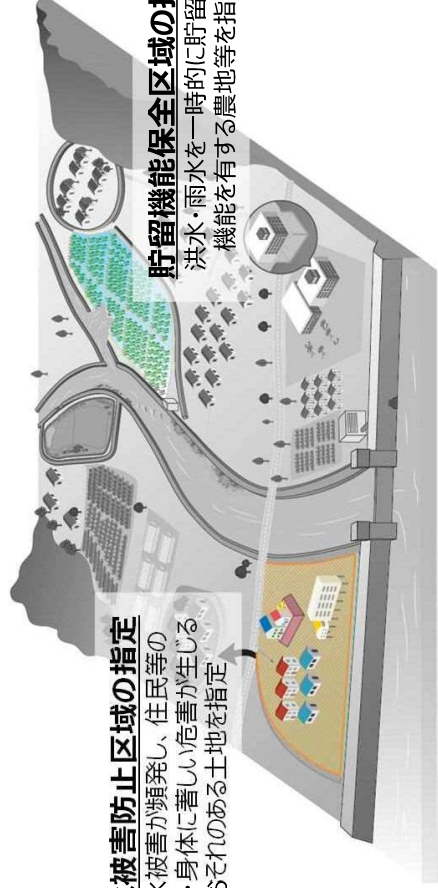
防災集団移転促進事業等により、浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域からの移転を促し、被害拡大を防止

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定



特定都市河川流域における土地利用

移転や改修への支援制度

【防災集団移転促進事業】(都市局所管事業)

浸水被害防止区域等の災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転の促進を目的として、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助※1

- 令和3年度より災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域**等を追加
- 令和2年度より最小移転戸数を10戸→5戸に緩和

【がけ地近接等危険住宅移転事業】(住宅局所管事業)

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅の移転への助成を支援※2

- **令和4年度より**災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**等を追加

【災害危険区域等建築物防災改修等事業】(住宅局所管事業)

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅及び建築物(避難所等に限る)の浸水対策改修等への助成を支援※3

- **令和4年度より**災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加※4

※1: 地方公共団体に対する国の補助率: 3/4等(地方財政措置と合わせて、実質、国が約94%を負担)

※2: 地方公共団体に対する国の補助率: 1/2

※3: 地方公共団体に対する国の補助率: 1/2等

※4: 浸水被害防止区域の場合、既存の住宅及び特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設等を対象

なお、各支援制度には、別途、補助の限度額がある

農地等の貯留機能の活用促進

令和4年度より、貯留機能保全区域として指定した土地に係る**固定資産税及び都市計画税への特例措置**(課税標準を2/3～5/6の範囲で条例で条例で定める範囲の割合とする)を創設

令和4年度より貯留機能保全区域の指定にあわせて
た地方公共団体や民間事業者等による二線堤の築造等への支援(再掲)

- ・国庫補助率の嵩上げ(1/3※→1/2)



※: 民間事業者等による整備は令和4年度より新規創設

3 ハイブリッドダムの令和5年度の実施

令和5年4月28日

水管理・国土保全局河川計画課

河川環境課

治水課

**既設の3ダムで発電施設の新増設等の事業化に向けたケーススタディ、
72のダムで運用高度化による増電の取組の試行を行います**
～「ハイブリッドダム」の令和5年度の取組～

「ハイブリッドダム」の取組として、既設ダムへの発電施設の新増設の事業化に向け、令和5年度は国土交通省管理の湯西川ダム（栃木県）、野村ダム（愛媛県）、尾原ダム（島根県）の3ダムを対象に、民間事業者等の参画方法や事業スキーム等について検討を行うケーススタディを実施します。また、既設ダムの運用高度化による増電の取組について、令和5年度は国土交通省、水資源機構管理の計72ダムで試行を実施します。

1. ハイブリッドダムの取組について（別紙1参照）

- ・国土交通省では、近年の気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえた治水対策とともに、2050年カーボンニュートラルに向けた取組を加速させるため、治水機能の強化と水力発電の促進の両立に加え、ダムが立地する地域の振興にも官民連携で取り組む、「ハイブリッドダム」の取組を進めています。

2. ハイブリッドダムの令和5年度の取組について（詳細は別紙2参照）

■ 既設ダムへの発電施設の新設・増設

- ・民間事業者等の参画方法や事業スキームについて検討を行うため、現在発電に利用されていないダム下流への補給水（利水や河川環境の保全等に利用）を活用することで増電が期待できる、湯西川ダム（栃木県）、尾原ダム（島根県）、野村ダム（愛媛県）の3ダム（国土交通省が管理）を対象に、ケーススタディ^{*}を実施します。

その上で、令和6年度以降に事業に参画する民間事業者等の公募を行うダムの選定を進めます。（公募対象のダムは、上記3ダム以外のダムも含めて検討していきます）。

^{*}ケーススタディ：発電施設の新増設等をしようとする民間事業者等の意見聴取を行った上で、発電施設の新増設等の事業の実現可能性やスキームを検討、事業者の公募要領案を作成するもの

■ 既設ダムの運用高度化による増電（洪水後期放流の工夫、非洪水期の弾力的運用）

- ・令和4年度に国土交通省管理の6ダムで計8回の試行を行い、215万kWh（一般家庭約500世帯の年間消費電力に相当）の増電が図られました。
- ・令和5年度には国土交通省、水資源機構管理の計72ダムに試行を拡大します。それぞれのダムで年1回、前年度試行したダムと同程度の増電を実施した場合を仮定すると、その増電量は約2千万kWh（一般家庭約5千世帯の年間消費電力量に相当）と想定されます。

【問い合わせ先】

[メールによる問い合わせ] E-mail アドレス: hqt-hybriddam@mlit.go.jp

[電話による問い合わせ]

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室 吉井
TEL: 03-5253-8111(内線 35352)、03-5253-8445(直通)

官民連携の新たな枠組みによるハイブリッドダム

別紙 1

課題

水害の激甚化・頻発化 / カーボニュートラル社会の実現 等

政策目標

治水機能の強化（国等）

- ・運用高度化による治水への有効活用
- ・放流設備の改造・嵩上げ、堆砂対策



水力発電の促進（民間）

- ・運用高度化等による増電
- ・発電施設の新設、増強



地域振興（民間・自治体）

- ・発生した電力を活用したダム立地地域の振興

【ハイブリッドダムの推進方策】

- ・最新の技術：最新の気象予測技術・ダム改造技術によるダム運用の高度化
- ・連携体制：官（国・自治体等）と民（多様な民間企業）の連携
- ・ダム容量：治水と発電が両立できる容量（ハイブリッド容量）の考え方の導入



官民連携の新たな枠組みによりハイブリッドダムを推進

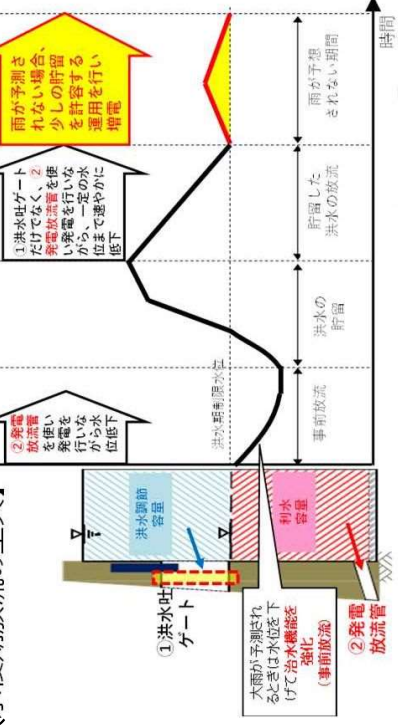
ハイブリッドダムの手法

i. 洪水後期放流の工夫

洪水後にダムの貯水水位を下げる放流を行う際、当面、降雨が予測されない場合は緩やかに放流し、水力発電を実施

令和5年度の取組：別紙2 p2参照

【洪水後期放流の工夫】



※非洪水期においては、平常時において一定期間水位を上げる運用を行い、発電に活用

ii. 非洪水期の弾力的運用

非洪水期にまとまった降雨が予測されるまでの間、一定の高さまで貯水水位を上げ、これを安定的に放流し、水力発電を実施

令和5年度の取組：別紙2 p2参照

iii. 発電施設の新設・増設

既設ダムにおいて、発電設備を新設・増設し、水力発電を実施

令和5年度の取組：別紙2 p1参照



【発電設備のイメージ】

iv. ダム改造、多目的ダム建設

堤体のかさ上げ等を行うダム改造や多目的ダムの建設に併せ、発電容量の設定などにより、水力発電を実施



【ダム改造、多目的ダム建設のイメージ】

令和5年度 発電施設の新増設等の取組

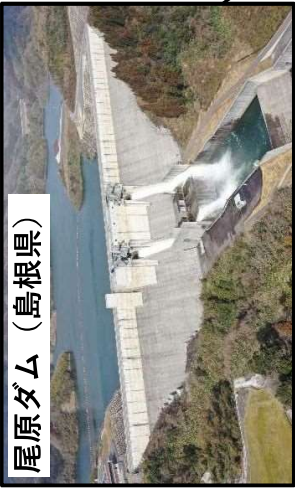
別紙2

○民間事業者等の参画方法や事業スキームについて検討するため、現在発電に利用されていないダム下流への補給水（利水や河川環境の保全等に利用）を活用することで増電が期待できる、**湯西川ダム、野村ダム、尾原ダム、野村ダムの3ダム（国土交通省が管理）を対象にケーススタディ※を実施。**

※発電施設の新増設等をしようとする民間事業者等の意見を聴取の上、発電施設の新増設等の事業の実現可能性や事業スキームを検討、事業者の公募要領案を作成

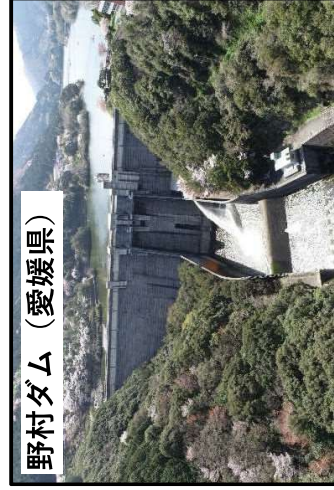
○ケーススタディを踏まえ、令和6年度以降に発電事業や地域振興に新たに参画する民間企業の公募を行うダムを選定（公募の対象とするダムは、上記の3ダム以外も含めて検討）。

※各ダムにおける事業化の検討に必要な情報については、ケーススタディを進める中で必要なものを提示する予定です。



尾原ダム（島根県）

- 水系名：斐伊川水系
- 河川名：斐伊川
- ダム管理者：中国地方整備局
- 総貯水容量：60,800千m³
- 発電施設の有無：無

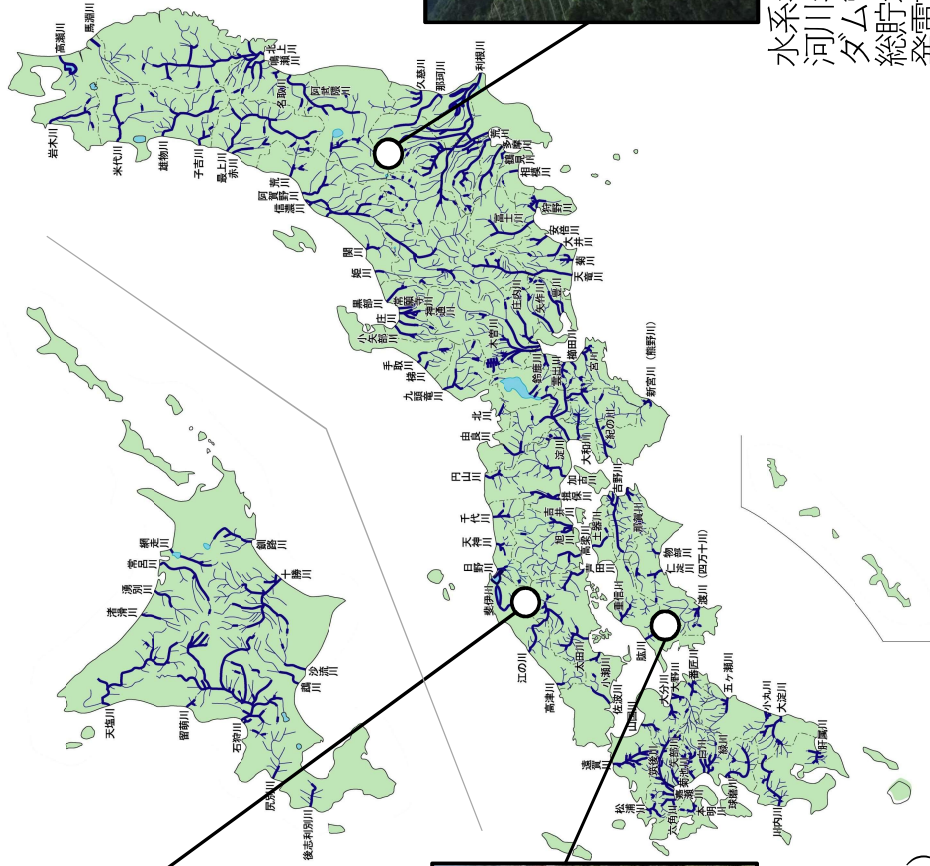
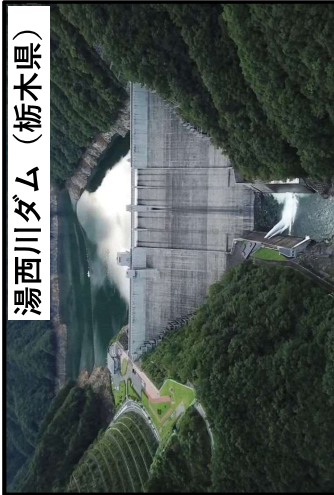


野村ダム（愛媛県）

- 水系名：肱川水系
- 河川名：肱川
- ダム管理者：四国地方整備局
- 総貯水容量：16,000千m³
- 発電施設の有無：有（管理用発電）

発電施設新増設による増電量

- 近年の流況から、**3ダムそれぞれで数百～1千kW程度の最大出力、3ダム合計で年間約2千万kW程度（一般家庭約5千世帯分の年間消費電力に相当）**の増電を想定。
- ※出力や発電量はダムによって異なります

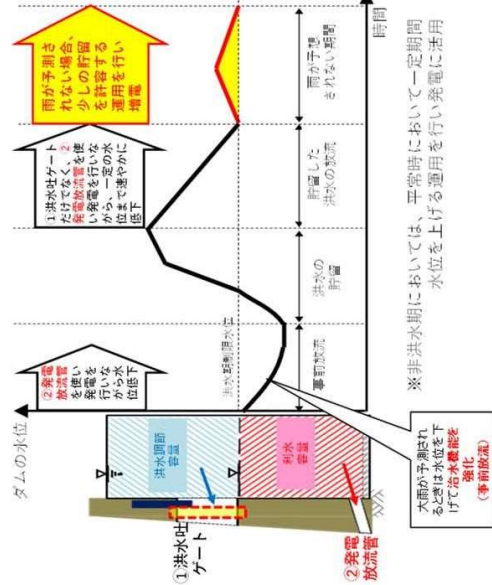
湯西川ダム（栃木県）

- 水系名：利根川水系
- 河川名：湯西川
- ダム管理者：関東地方整備局
- 総貯水容量：75,000千m³
- 発電施設の有無：有（管理用発電）

令和5年度 既設ダムの運用高度化の取組(洪水後期放流の工夫、非洪水期の弾力的運用)

- 令和4年度に国土交通省が管理する6ダムで試行を実施。
- 令和5年度には国土交通省、水資源機構が管理する計72ダムに試行を拡大。並行して、本格実施に向けて、地域振興に
関するスキームを検討。

＜洪水後期放流の工夫＞



＜令和5年度に試行を実施予定のダム＞

運用高度化 実施ダム	水系	河川名	所在地	ダム管理者	運用高度化 実施ダム	水系	河川名	所在地	ダム管理者
大雪	石狩川	石狩川	北海道	北海道開発局	小洪	天竜川	小洪川	長野県	中部地方整備局
金山	石狩川	空知川	北海道	北海道開発局	味噌川	木曾川	木曾川	長野県	水資源機構
豊平峡	石狩川	豊平川	北海道	北海道開発局	●横山	木曾川	揖斐川	岐阜県	中部地方整備局
定山溪	石狩川	小樽内川	北海道	北海道開発局	徳山	木曾川	揖斐川	岐阜県	水資源機構
漁川	石狩川	漁川	北海道	北海道開発局	小里川	庄内川	小里川	岐阜県	中部地方整備局
十勝	十勝川	十勝川	北海道	北海道開発局	矢作	矢作川	矢作川	愛知県	中部地方整備局
札内川	十勝川	札内川	北海道	北海道開発局	蓮	樽田川	蓮川	三重県	中部地方整備局
養利河	後志利別川	後志利別川	北海道	北海道開発局	比奈知	淀川	名瀬川	三重県	水資源機構
二風谷	沙流川	沙流川	北海道	北海道開発局	青蓮寺	淀川	青蓮寺川	三重県	水資源機構
岩尾内	天塩川	天塩川	北海道	北海道開発局	真名川	九頭竜川	真名川	福井県	近畿地方整備局
浅瀬石川	岩手川	浅瀬石川	青森県	東北地方整備局	高山	淀川	名瀬川	京都府	水資源機構
胆沢	北上川	胆沢川	岩手県	東北地方整備局	一庫	淀川	一庫大路茨川	兵庫県	水資源機構
●四十四田	北上川	北上川	岩手県	東北地方整備局	壺生	淀川	宇陀川	兵庫県	水資源機構
田瀬	北上川	猿ヶ石川	岩手県	東北地方整備局	布目	淀川	布目川	奈良県	水資源機構
湯田	北上川	和賀川	岩手県	東北地方整備局	大滝	紀の川	紀の川	奈良県	近畿地方整備局
御所	北上川	雫石川	岩手県	東北地方整備局	菅沢	日野川	日野川	鳥取県	中国地方整備局
鳴子	北上川	江合川	宮城県	東北地方整備局	苫田	吉井川	吉井川	岡山県	中国地方整備局
釜房	名取川	碓石川	宮城県	東北地方整備局	八田原	芦田川	芦田川	中国地方整備局	中国地方整備局
七ヶ宿	阿武隈川	白石川	宮城県	東北地方整備局	温井	太田川	江の川	広島県	中国地方整備局
●玉川	雄物川	玉川	秋田県	東北地方整備局	土師	江の川	江の川	広島県	中国地方整備局
●月山	赤川	寛字川	山形県	東北地方整備局	長安口	那賀川	那賀川	徳島県	四国地方整備局
白川	最上川	置賜白川	山形県	東北地方整備局	池田	吉野川	吉野川	徳島県	水資源機構
寒河江	最上川	寒河江川	山形県	東北地方整備局	石手川	重徳川	石手川	愛媛県	四国地方整備局
川俣	利根川	鬼怒川	栃木県	関東地方整備局	和瀬	吉野川	鶴山川	愛媛県	四国地方整備局
川治	利根川	鬼怒川	栃木県	関東地方整備局	野村	碓氷川	碓氷川	愛媛県	四国地方整備局
五十里	利根川	利根川	群馬県	関東地方整備局	鹿野川	碓氷川	碓氷川	愛媛県	四国地方整備局
矢木沢	利根川	利根川	群馬県	水資源機構	新宮	吉野川	碓氷川	愛媛県	水資源機構
藤原	利根川	利根川	群馬県	関東地方整備局	富郷	吉野川	碓氷川	愛媛県	水資源機構
園原	利根川	片品川	群馬県	関東地方整備局	早明浦	吉野川	吉野川	高知県	水資源機構
下久保	利根川	神流川	群馬県	水資源機構	大渡	仁淀川	仁淀川	高知県	四国地方整備局
草木	利根川	津島川	群馬県	水資源機構	中筋川	碓氷川	碓氷川	高知県	四国地方整備局
●ハッ場	利根川	吾妻川	群馬県	関東地方整備局	横瀬川	碓氷川	碓氷川	高知県	四国地方整備局
二瀬	荒川	荒川	埼玉県	水資源機構	松原	筑後川	筑後川	大分県	九州地方整備局
滝沢	荒川	中津川	埼玉県	水資源機構	耶馬溪	山園川	山園川	大分県	九州地方整備局
宮ヶ瀬	相模川	相模川	神奈川県	関東地方整備局	緑川	緑川	緑川	熊本県	九州地方整備局
●大石	荒川	大石川	新潟県	北陸地方整備局	鶴田	川内川	川内川	鹿児島県	九州地方整備局

(令和5年度に検討を開始するダムを含む)

運用高度化の試行による増電量

○令和4年度において6ダム(8回※)で試行し、215万kWh(一般家庭約500世帯の年間消費電力に相当)を増電

○令和5年度に試行する72ダムにおいて年に1回、令和4年度の試行ダムと同程度の増電を実施した場合は、約2千万kWh(同約5千世帯分)と想定

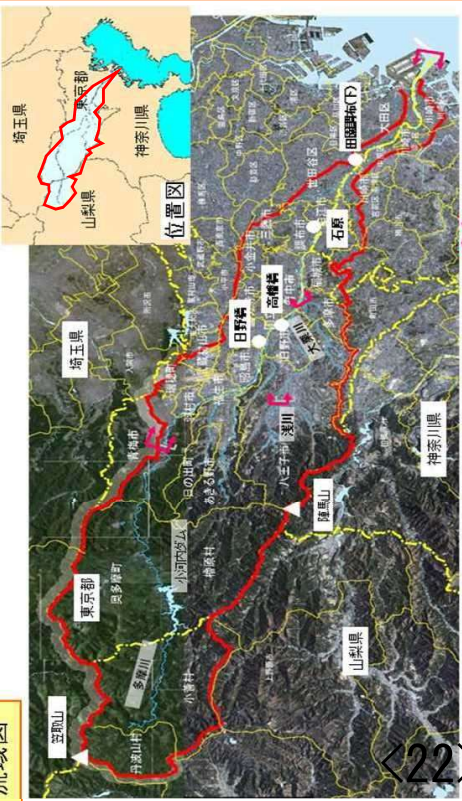
※月山ダムと横山ダムでは2回、その他のダムでは1回試行

4 気候変動を踏まえた河川整備基本方針の変更について

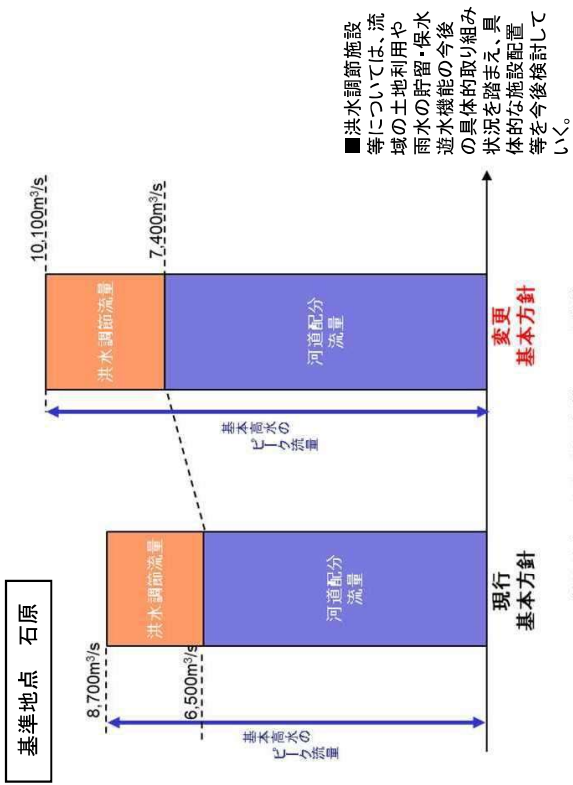
気候変動を踏まえた「多摩川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水の規模(基本高水)を基準地点石原において、 $8,700\text{m}^3/\text{s}$ から $10,100\text{m}^3/\text{s}$ に変更(約1.2倍)し、この基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
- 洪水外力の増大や治水に対する流域の意識の高まりも踏まえつつ、環境・利用の確保や改善も図る河道計画を検討。流下能力を確保する河道掘削は、環境・利用との調和を極力考慮して行うとともに、局的的に生じる環境・利用への影響は、空間配置の見直しを含めて検討し、治水・環境・利用が調和した川づくりを目指す。
- 高規格堤防の整備等の超過洪水対策や、下水道施設による浸水貯留の雨水貯留の取組等による内水対策等、流域治水を推進する方向性についても提示。

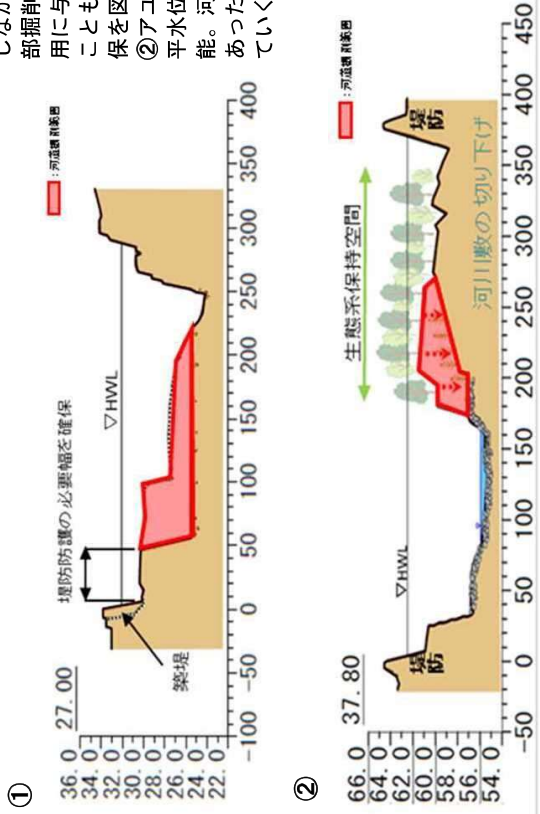
流域図



河道と洪水調節施設等の配分流量



治水・環境・利用を踏まえた河道配分



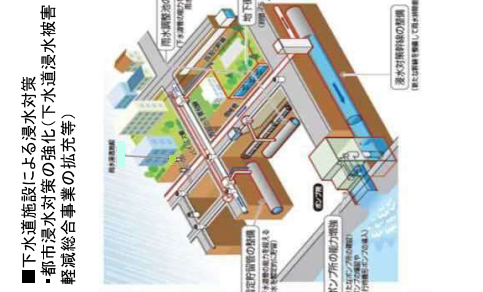
- ① アユ等の遡上環境や掘削による再堆積にも配慮しながら、公園として利用されている高水敷の一部掘削を想定し、低水路幅を拡幅。河道掘削が利用に与える影響も踏まえ、利用形態が一部変わることも含め、多摩川全体で望ましい河川空間の確保を図っていく。
- ② アユ等の遡上環境や礫河原の保全に配慮した、平水位以上の高水敷掘削により、断面の確保が可能。河道掘削により礫河原の創出等、悪化しつつあった自然環境の改善につながるよう工夫を図っていく。



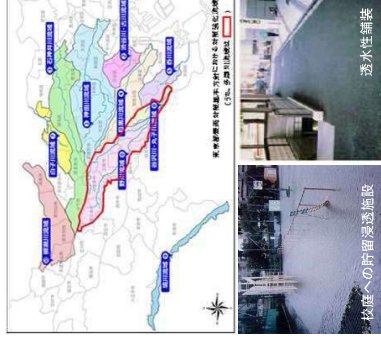
超過洪水対策



内水対策



- 流域の雨水貯留機能の向上
- 流域の関係者による雨水貯留浸透対策の強化(貯留機能保全区域の創設、雨水貯留浸透施設設置整備の支援制度の充実)
- 森林整備、治山対策
- 雨水貯留浸透施設の整備(民間企業等による整備、未活用の国有地の活用)



気候変動を踏まえた「関川水系河川整備基本方針」変更の概要

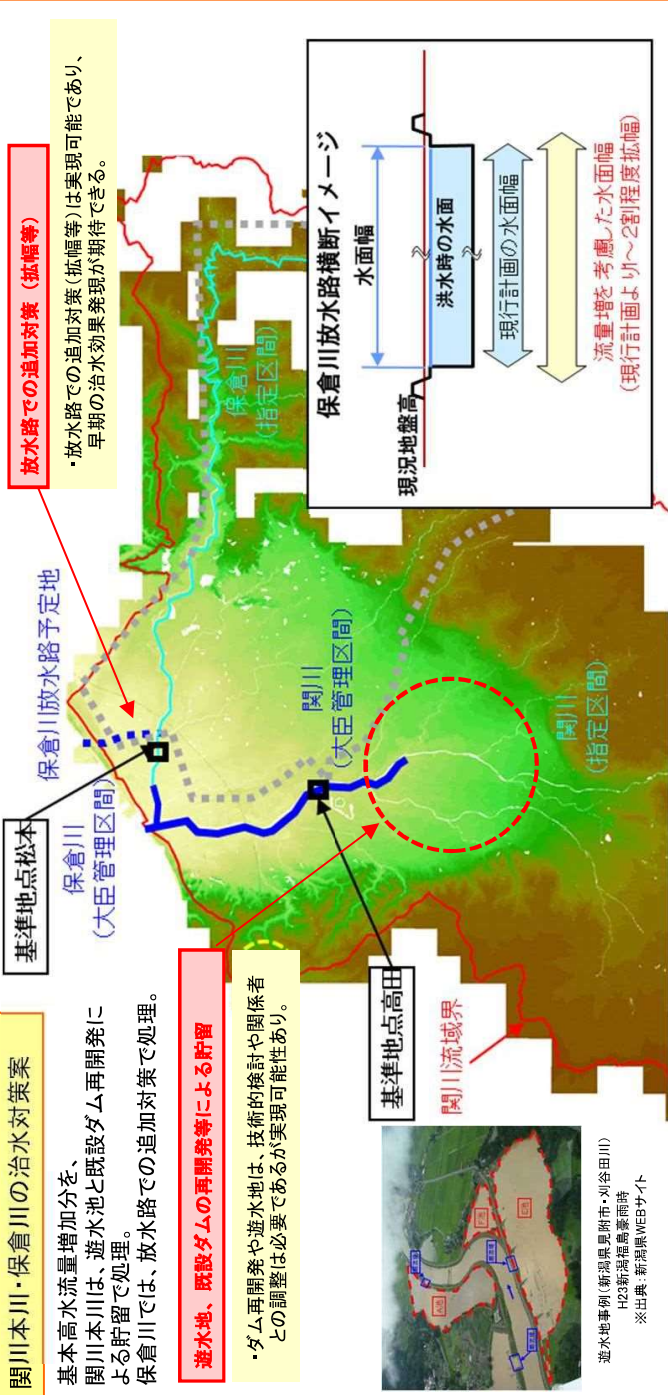
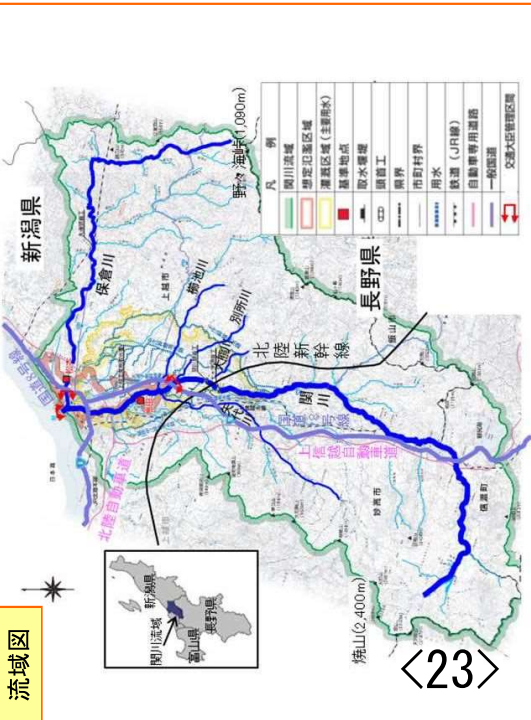
○長期的な河川整備の目標となる洪水の規模(基本高水)を次の通り変更し、河道と洪水調節施設等に配分

関川 高田地点: 3,700m³/s ⇒ 4,000m³/s (約1.1倍)

支川保倉川 松本地点: 1,900m³/s ⇒ 2,100m³/s (約1.1倍)

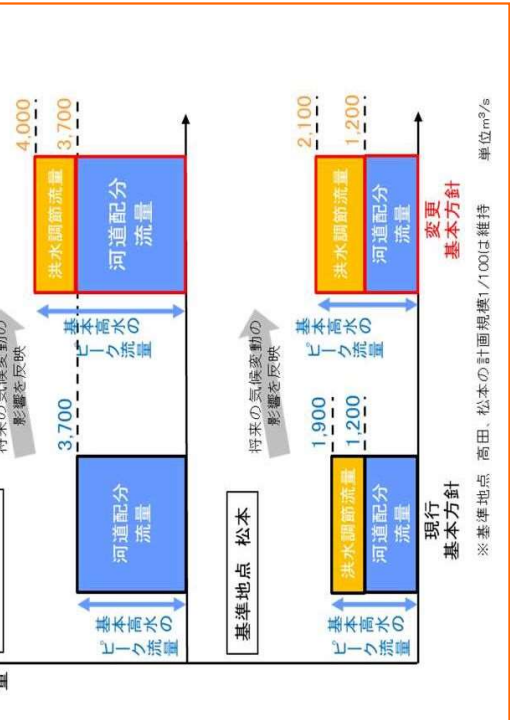
○関川本川では、洪水調節施設として遊水池、既設ダムの再開発による貯留の効果が期待でき、保倉川では、放水路の追加策(拡幅等)が実現可能かつ早期の効果発現が期待できるため、これにより基本高水の流量増加分を処理。

○水田の雨水貯留による流出抑制の取組拡大や、水害リスクを考慮した土地利用や立地の誘導等の水害に強い地域づくりの取組等の流域治水を推進する方向性についても提示。



河道と洪水調節施設等の配分流量

洪水調節施設等については、流域の土地利用や雨水の貯留・保水遊水機能の今後の具体的な取り組み状況を踏まえ、具体的な施設配置等を今後検討していく。



水田への雨水貯留による流出抑制

関川・保倉川流域は古くから稲作が盛んである。平成19年度より、田んぼに水位調節機能を持たせ、一時的に貯留させることなどにより河川や水路の急激な水位上昇を軽減させる田んぼダムの取組を実施している。

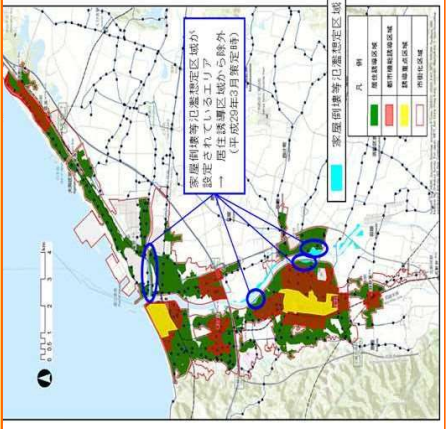
■田んぼダムの活動組織、取組面積(令和3年度末現在)

流域	活動組織(組織)	取組面積(ha)
関川	9	277.95
保倉川	27	948.26
合計	36	1,226.21



水害リスクを踏まえた土地利用・立地の誘導

流域の上越市、妙高市では、地区毎の浸水リスクを踏まえて立地適正化計画における居住誘導区域を設定するとともに、防災対策・安全確保策となる「防災指針」の検討を予定



上越市立地適正化計画
(令和3年7月変更) 抜粋

5 地方債の活用事例

地方公共団体が管理する河川等に対する支援（地方債の活用事例）

○地方公共団体が単独で実施する「防災・減災、国土強靱化対策」および「公共施設等の老朽化対策」を推進するため、地方債制度により、国土交通省と総務省が協調して支援を実施。

防災・減災に資する河川改修等

緊急自然災害防止事業債

【事業期間】
令和3年度～令和7年度

【地方財政措置】
起債充当率100% 交付税措置率70%

【主な要件等】
地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの
 ○国庫補助の要件を満たさない河川改修等
 ○総事業費10億円未満の一級、二級河川の改修
 ○総事業費4億円未満の準用河川の改修
 ・普通河川の改修 など
 ○流域治水プロジェクトに位置づけられた流域対策
 ・雨水貯留浸透施設の整備、二線堤の築造
 ・移動式排水施設の整備 など



普通河川における活用事例



移動式排水施設の整備

計画的な維持管理のための浚渫

緊急浚渫推進事業債

【事業期間】
令和2年度～令和6年度

【地方財政措置】
起債充当率100% 交付税措置率70%

【主な要件等】
地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの
 ○一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川における緊急的に実施される浚渫



二級河川における活用事例



準用河川における活用事例

河川管理施設の老朽化対策

公共施設等適正管理推進事業債

【事業期間】
令和4年度～令和8年度

【地方財政措置】
起債充当率90% 交付税措置率30～50%

【主な要件等】
地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの
 ○排水機場、水門、樋門・樋管等の機能に致命的な影響を与えない部分の改修
 ○樋門・樋管等において国庫補助の要件を満たさない規模（事業費が概ね5千万円未満）の改修・更新
 ○護岸・堤防の改修
 ○ダム本体及び周辺施設等において国庫補助の要件を満たさない規模（事業費が概ね4億円未満）の改修・更新



フラップゲートにおける活用事例